第２章　人と自然が共生する社会の実現に向けて
～「京都府生物多様性地域戦略」の策定～

１　策定の背景

生物多様性＊とは、生きものや生態系の豊かさを表す言葉で、多様な生態系（森、里、川、海等）があること、多様な生物種が生息していることに加え、同じ種の中にも多様な地域差や個体差があることを言います。

人間を含めたあらゆる生きものは生物多様性の恩恵を受けながら生きています。一方、人間の営みも生物多様性に影響を与えており、自然と人とは、長い時間をかけて互いに影響を与え合い、密接な関係を築いてきました。京都は長年にわたり文化・政治の中心であったことから、人の暮らしや文化と生物多様性とは特に深く結びついていました。

しかし、現在、生物多様性は様々な要因によって脅かされており、その保全は世界的にも重要な課題です。1992（平成４）年には「生物多様性条約」が締結され、我が国でも「生物多様性国家戦略」や「生物多様性基本法」がつくられました。また、2015（平成27）年には国連総会で採択された「持続可能な開発目標」（ＳＤＧｓ）でも、生物多様性の損失を阻止することが明記されています。

このような国内外の動きに応じ、京都府においても、府内の生物多様性の保全と持続可能な利用を定めた総合的な基本計画として、「京都府生物多様性地域戦略」を策定することとしました。

２　京都府における生物多様性の現状と課題

京都府では、これまでにも「環境を守り育てる条例」（平成７年制定）、「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」（平成19年制定）等のもと、希少種保全、**外来生物＊**防除等に対処してきました。絶滅のおそれのある種の状況等を把握するため、府内の生態系に関する調査を行い、その結果をもとに平成14年に「京都府**レッドデータブック＊**」を取りまとめ、平成27年にはさらにその改訂を行っています。

また、平成28年３月には、「人と自然との相互作用により生み出された景観」をコンセプトとする京都丹波高原国定公園が新規指定されました。面積689㎢に及ぶ同公園の指定により、京都府の面積の約21％が自然公園に含まれることとなりました。

しかしながら、府やその他様々な主体による多くの取組にもかかわらず、京都府内における生物多様性の現状は、以下のようにいまだ厳しい状況にあります。

図１－15　茅葺き屋根の民家
（京都丹波高原国定公園）

①絶滅のおそれのある野生生物種の増加

府内の生物多様性について調査を行い、京都府レッドデータブックを13年ぶりに改訂した結果、掲載種数が前版と比べ約20％増加し、府内で確認されている野生生物種の約15％を占めるまでになりました。

増加の原因として、開発や乱獲等の人的要因に加え、シカによる食害や外来生物の急増が挙げられます。

図１－16　京都府レッドデータブック

②京都の生活・文化を支えてきた自然環境の衰退

図１－17　葵祭のフタバアオイ

日本のこころのふるさと・京都は、万物衆生との共生の宗教観や豊かな自然を背景に、祇園祭や葵祭等の伝統行祭事や美術工芸、能等の芸能、茶道、華道、和食等、特色ある日本文化の発展に中心的な役割を果たしてきましたが、生物多様性の減少による自然環境の衰退が、伝統産業や食文化等私たちの衣食住にも影響を及ぼしています。

③人と自然との関係の変化

図１－18　ニホンジカ

農山村地域ではニホンジカやイノシシ、サル、ツキノワグマ等により農林業や生活環境への被害が増加するなど、人と野生鳥獣との軋轢が生じている一方で、都市部を中心に、人々の「自然離れ」により、人と自然との関係の希薄化が進んでいます。

こういった現状から、京都府の生物多様性については以下のような課題が考えられます。

(1) 森里川海のつながりの分断と衰退

図１－19　希少種アベサンショウウオ

森里川海のつながりが分断されたことで、それらの環境を行き来して生活する生物の生息が脅かされています。生物多様性を広域的に保全するため、個々の生態系を保全することはもちろん、それぞれの生態系のつながりも確保する必要があります。

特に里地域においては、間伐や耕作等の維持管理がされなくなった里地里山の増加等により、そこに生息する生物に影響が現れているだけでなく、野生鳥獣による被害の増加が深刻となっており、被害の抑止が急務です。

(2) 外来生物による脅威の顕在化

図１－20　特定外来生物ヒアリ

アライグマ、オオクチバス、アルゼンチンアリ等の特定外来生物の侵入、定着、拡大により、在来生物の減少等生態系に大きな影響が出るとともに、人の暮らしの安全への脅威、農林水産業や文化財等への被害が顕在化しています。ヒアリやオオバナミズキンバイについても侵入・定着が危惧されます。侵入初期の生物に対しては監視と早期根絶、定着している生物に対しては継続的な監視・拡大阻止のための取組が必要です。

(3) 科学的知見の散逸・担い手の不足

府内には大学や研究者の数が多く、非常に多くの知見が存在していますが、それらの情報を体系的に集約・蓄積する体制がないため、情報の散逸が危ぶまれます。府内の知見を集積・整理・可視化して、地域の実情に合わせた対策へ利活用することが必要です。

また、研究者や保全活動の担い手についても後継者不足が深刻化しており、後継者の育成や府民に生物多様性に関する正しい理解と保全活動を広めるためにも、自然とふれあう機会や場の創出、環境学習の充実、情報の集積・発信が必要です。

３　戦略の目標と方向性

先人たちが引き継いでくれた豊かな自然と個性豊かな伝統文化は、京都が国内外の多くの人々を魅了する重要な要素となっていますが、近年、京都に暮らし、関わる私たちの自然への関心が薄れていくことで、京都の貴重なインフラでもある豊かな生態系を失いつつあります。

私たちの共通の財産である生物多様性を守り、持続的に利用していくことは、私たちだけでなく、将来の世代のためにも必要です。一方、私たちが日々生きていくためには一定の開発や産業活動はなくてはならないものであり、それらと生物多様性の保全を対立するものとして捉えるのではなく、両者のバランスの上で生物多様性を維持していくことが必要です。さらに、特色ある京都の文化の礎であり賜物でもある生物多様性を守ることは、京都の魅力を高め、地域創生の潜在力を向上させることにもつながる重要な取組になります。

2015（平成27）年には前述の持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）が採択されており、社会、環境にとって持続可能な未来を作る生物多様性保全の推進は、国際的にも大きな潮流となっています。

こうした認識の上に立ち、本戦略における目標と方向性は次のとおりとしています。

①長期目標（2050年）

京都が京都らしく、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいくため、従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と利活用を進める。

②短期目標（2027年）

長期目標につながる今後10年間に取り組むべき行動として、現下の課題に即応する次の対策を実施します。

○森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全
○人の積極的な関与による里地域の再生
○早期対策による外来生物の脅威の排除
○生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

図１－21　鴨川（京都市）

図１－22　光明寺の大トチ（綾部市）

図１－23　琴引浜（京丹後市）

図１－24　京都生物多様性地域戦略　概念図

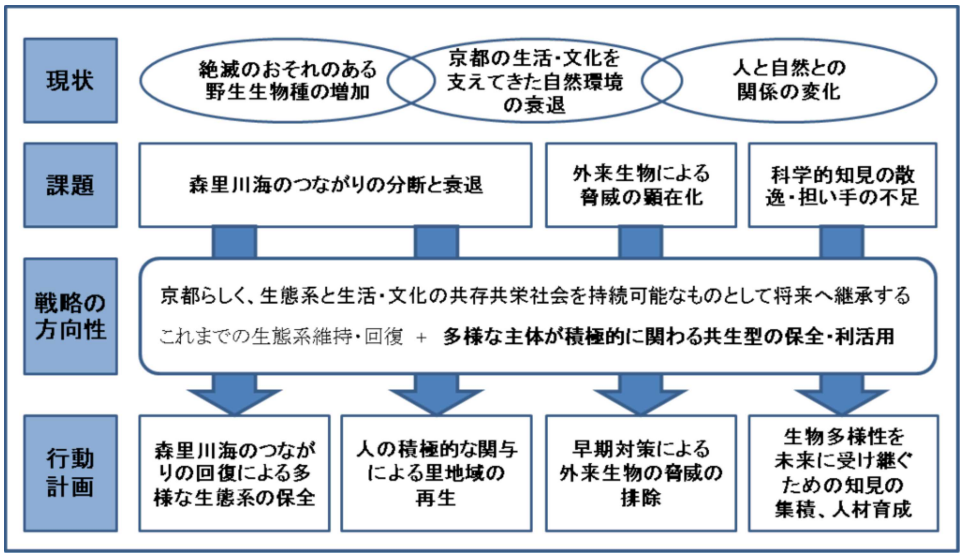

４　行動計画

本戦略の目標を実現させるための具体的な行動計画は以下のとおりです。各テーマのうち、課題解決のために重点　的に取り組むべき取組を「リーディングプロジェクト」としています。

①森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

人と生物との共存を念頭に、森里川海それぞれにおける生物の生息・生育空間のつながりや配置を確保しつつ、それぞれのエリアにおいては、原生的な生息環境の保全とともに、二次的自然の適切な維持管理を進めます。

○生息地等保全地区を核とした環境スチュワードシップ活動の展開（リーディングプロジェクト）

環境スチュワードシップ活動※の拠点となる、条例に基づく生息地等保全地区の指定を増やします。また、府民の積極的な参画が得られるよう、府は活動に対する助言や専門家の紹介、その他の必要な措置を講じます。

※保全団体が多様な主体と協働で行う保全活動を指す。

図１－25　ベニバナヤマシャクヤク生育地保全地区

図１－26　保全地区の案内看板

②人の積極的な関与による里地域の再生

里山林や耕作放棄地の再生、自然体験・利活用、野生鳥獣の個体数管理等を通じて、里地域に積極的に関与していくことで、いにしえより受け継がれてきた自然利用の文化を再興し、人と野生鳥獣が適切な住み分けにより共存できる環境の実現を目指します。農山漁村の再生、魅力的な地域づくりは、地域の再生にもつながるものと考えます。

○野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理（リーディングプロジェクト）

適正管理を必要とする野生鳥獣の個体数管理の推進、近隣府県との共同による広域的な保護管理計画の策定等、効果的な被害防止対策を行っていくとともに、下草刈りや緩衝地帯の整備等、里地里山地域における生息環境の管理により、被害軽減、軋轢の解消を図ります。

○ビジターセンター等を核とする里資源の適正利用（リーディングプロジェクト）

里資源の魅力を発信するため、京都丹波高原国定公園のビジターセンター、道の駅等を拠点として、エコツーリズムや保全活動、環境学習を地域で展開し、それらの活動を通じて里地域の活性化を図ります。

③早期対策による外来生物の脅威の排除

外来生物の積極的なモニタリングや防除により侵入、定着、拡大を防ぎ、在来の生態系への影響の抑止、暮らしの安全の確保、農林水産業や文化財への被害の軽減を図ります。

○特定外来生物バスターズ（仮称）の結成による初期防除の徹底（リーディングプロジェクト）

府、研究機関、専門家等で構成する特定外来生物バスターズ（仮称）により、侵入初期にある特定外来生物（ヒアリ、オオバナミズキンバイ等）の侵入モニタリングと初期段階での徹底防除を実施します。

図１－27　自然観察会

④生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

府内の生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に保全対策を行うとともに、環境学習への利活用、後世への継承に注力します。また、そのための人材の育成にあたっ

ては、幅広い層の府民が身近な自然とふれあい、生物多様性を実感できるような環境学習を充実するとともに、社会の生物多様性の保全に対する気運の醸成を図ります。

○自然史情報の収集・利活用・継承を担う生物多様性センター（仮称）の設置

（リーディングプロジェクト）

京都府内の自然史情報の収集・利活用・継承を担う生物多様性センター（仮称）のあり方を検討します。

＜検討事項例＞

・自然環境や生態系に係る様々な主体（大学、動植物園、博物館、資料館、保全団体等）との協働によるネットワークの構築
・生物の分布状況や生息地の環境などに関する情報の集積・可視化
・各主体における標本・文献・原種等の保有状況の把握
・京都府の重要な特色である伝統・文化と生物多様性との関連についての普及・啓発

図１－28　京都府生物多様性地域戦略
～自然の恵みを次世代につなぐ人と自然の共生プラン～
【行動計画の全体】

１　森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

リーディングプロジェクト	生息地等保全地区を核とした環境スチュワードシップ活動の展開
【公共事業等】	「『環』の公共事業」の見直し
	グリーンインフラの推進
【法律・条例に基づく保全】	自然公園、自然環境保全地域における適切な保全
	希少種の保全
【その他の保全活動】	企業による生物多様性保全活動の拡大
	自然環境保全京都府ネットワークや保全団体の活動・交流の活性化
	希少野生生物の域外保全の推進

２　人の積極的な関与による里地域の再生

リーディングプロジェクト		野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理
		ビジターセンター等を核とする里資源の適正利用
【野生鳥獣害への対策】		侵入防止や個体数管理等、野生鳥獣による被害防止対策
【魅力的な地域づくり】	里地域との交流	エコツーリズムの推進
		自然公園ワイズユースガイド冊子の制作、普及
		里地域における景観や伝統文化を保全する活動の支援
	里地域の再生	「農村コミュニティ強化アクションプラン」の推進等による地域づくり
		耕作放棄地の再生・活用の推進
	里地域の産業振興	京野菜などブランド農林水産物の推進
		環境保全型農業の推進
		府内産木材の増産・利活用による林業の再生
		鹿肉、猪肉の有効活用の促進
【二次的自然の保全、回復】		生物多様性に配慮したモデルフォレスト運動の展開
		生物多様性保全型の水田作り（ビオトープ等）
		保全活動におけるドローンやＡＩ（人工知能）等の科学技術の導入促進
		海岸における環境改善

3　早期対策による外来生物の脅威の排除

リーディングプロジェクト	特定外来生物バスターズ（仮称）の結成による初期防除の徹底
【普及啓発】	京都府外来種データブックの更新、危険性の周知
	「京都府外来生物対策マニュアル」の改訂、府民や市町村への普及促進
	外来種の飼育動物の遺棄防止
【防除活動】	防除協議会の設置による住民や市町村との協働駆除

4　生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

リーディングプロジェクト	自然史情報の収集・利活用・継承を担う生物多様性センター（仮称）の設置
【情報収集の強化】	希少種を中心としたモニタリングの強化
【生物多様性保全の気運を高める】	自然に親しむ機会や場の創出
	「生物多様性」への関心を高めるための取組
	生物多様性保全に係る活動の拡大
	IUCN（国際自然保護連合）など国際会議の誘致

5　推進体制・進行管理

①推進体制

府は各種施策を推進するにあたり、国、市町村、府民、ＮＰＯ、企業、大学・研究機関といった様々な主体と連携・協働します。

②進行管理

行動計画について数値目標を設定します。達成状況については、定期的に京都府環境審議会等へ報告し、助言や評価を受け、京都府環境白書や府のウェブサイトにおいて公表します。

京都府生物多様性地域戦略：http://www.pref.kyoto.jp/shizen-kankyo/senryaku.html

京都の生物多様性を守る

京都府環境審議会　自然・鳥獣保護部会長
近畿大学大学院農学研究科
教授　細谷和海

生物多様性国家戦略が示されて以来、その保全策として地域性を盛り込むことが強く求められてきた。京都の自然、とりわけ生物多様性は特異である。京都は日本列島の生物相を東西に分けるいわば分岐点にあり、日本海と瀬戸内海へ別々に注ぐ河川を通じ異なるルーツの生き物が侵入し、豊かな生物多様性を創出している。それは同時に、京都の長い歴史や文化と深く結びついており､自然と人の暮らしが絶妙なバランスを保ちながら調整されてきた。

今、京都の生物多様性が損なわれようとしている。

京都府は生物多様性地域戦略の策定に向けて、京都府環境審議会において議論を重ねてきた。そこでは開発や産業振興との両立、野生鳥獣による被害の抑止など、生物多様性の保全と人の暮らしとの望ましい関係をめぐり、あらゆる角度から検討した。絶滅危惧種の保全や外来種問題などの喫緊の課題に対しては、スチュワードシップ制度（様々な主体の協働による保全の制度）の実施や「特定外来生物バスターズ（仮称)」の組織化、さらには京都府における生物多様性保全の拠点となるべき「生物多様性センター（仮称)」の構築など実効性のある提言を行った。里地里山や河川水辺における生物多様性の保全を図るためには自然環境部局のみならず、農林水産業や土木の担当部局をはじめとする他部局との連携が不可欠で、府全体として施策を進めていくことが強く望まれる。

京都を訪れる観光客はここ数年急増している。彼らが京都に魅力を感じるのはなぜか？京都に住む私たち自身も今一度問い直す必要があるだろう。美しい景観や京の食材それに癒しの効果など生物多様性がもたらす種々の恵みを受け継いだのが現代人なら、それを守り次代に伝えるのも私たち京都府民の務めである。